

山梨県公報

第五百十四号

令和六年

十月三十一日

木曜日

目次

○広域連合の規約の一部変更の許可	四二三
○鳥獣保護区の存続期間の更新	四二三
○鳥獣保護区特別保護地区の指定	四二六
○特定猟具使用禁止区域の指定	四二七
○家畜伝染病の発生	四二九
○道路の区域変更(二件)	四二九
○公共測量の終了	四三〇
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	四三〇
○選挙管理委員会	四三〇
○政治団体の名称等の届出	四三〇
その他	四三〇
○漁業法による水産動植物の取扱いの指示	四三二

告示

山梨県告示第二百五十一号

山梨県後期高齢者医療広域連合長から申請のあった山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、令和六年十月二十三日付けで許可した。

令和六年十月三十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第二百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和六年十月三十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 白鳳鳥獣保護区

- 鳥獣保護区の名称 白鳳鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域 韮崎市、南アルプス市、北杜市及び南巨摩郡早川町(次の図に示す部分に限る)

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課、中北林務環境事務所及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 鳥獣保護区の存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

- 鳥獣保護区の面積 二万二百九十五ヘクタール

- 鳥獣保護区の保護に関する指針

- 鳥獣保護区の指定区分 大規模生息地の保護区

- 鳥獣保護区の指定目的

当該区域を含めた南アルプス地域は、南アルプスの主峰である北岳(標高三千九百九十三メートル)を含む白根三山(北岳、間ノ岳(標高三千九百九十メートル)及び農鳥岳(標高三千二百六十六メートル)、仙丈ヶ岳(標高三千三十三メートル)及び鳳凰三山(薬師ヶ岳(標高二千七百八十メートル)、観音ヶ岳(標高二千八百四十メートル)及び地藏ヶ岳(標高二千七百六十四メートル))を中心とした高山帯の地域であり、中心部には野呂川が流れ地形は急峻で谷が深い。

当該区域は、山地帯から高山帯の植生に当たる。山地帯には、ミズナラ、ブナ等の落葉広葉樹及びウラボシ等針葉樹が多く生育し、野呂川流域には、カエデ類も多く生育する。亜高山帯では、シラビソ、オオシラビソ及びコマツガが優占するが、明るい草地にはミヤマハナシノブ等の貴重な植物もある。森林限界を越えた高山帯では、ハイマツが優占する。高山帯には、キタダケソウ、ホウオウシヤジン等の日本列島でも特定の地域のみで生育する貴重な植物が多く分布する。

また、当該区域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル等、また、小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ及びトガリネズミが確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、天然記念物に指定されているイヌワシ、国内希少野生動物種であるクマタカが生息するなど、鳥類相においては県内で重要な区域である。また、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種からシジュウカラ、メジロ、ホオジロ等の低山帯の種まで確認されるなど多種多

様な鳥獣が生息している。特にライチョウについては、当該区域は、南アルプスの中でも最も個体数が多い区域である。当該区域に生息し、又は生育する動植物はライチョウ、キタダケソウ等の遺存種をはじめ、キタダケキンポウゲ等の希少な固有種が多く、国内でも有数の自然環境を有する区域である。

以上の区域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

二 芦安鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 芦安鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 南アルプス市(次の図に示す部分に限る)

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

3 鳥獣保護区の存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 七・五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
当該区域は、御勅使川の南側に位置し、垂直分布では、山地帯下部にあたり、スギ、ヒノキ等の植林地が多い。二次林として、コナラ、ミズナラ、カエデ類等の落葉広葉樹も生育する。

また、当該区域では、獣類では、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、キツネ等の大型及び中型の哺乳類が生息し、鳥類では、シジュウカラ、ホオジロ、ウグイス等の低山帯の種が生息し、また、周辺には、オオタカ、ノスリ等の猛禽類も確認され、里山を好む鳥獣が生息している。

南アルプス市立芦安小学校及び同市立芦安中学校では、このような区域を学校林として指定し、巣箱掛け、自然観察会等を通し自然環境教育の場として活用している。

以上の区域を鳥獣保護区に指定することで鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近に触れ合える環境の整備を図るとともに愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 南アルプス市立芦安小学校及び同市立芦安中学校が行う自然環境教育等の活動を支援する。
- (2) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

三 大菩薩鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 大菩薩鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 甲州市(次の図に示す部分に限る)

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

3 鳥獣保護区の存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 千三百七十五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、山地帯から亜高山帯の植生に当たる。山地帯に当たる部分は、ミズナラ、ブナ、オオイタヤメイゲツ等の落葉広葉樹等の自然林のほか、カラマツ植林地も多い。亜高山帯では、大菩薩峠(標高千八百九十七メートル)を中心とした尾根沿い地域にシラビソ及びコマツガが優占した林が広がっている。大菩薩峠から大菩薩嶺にかけては、ミヤコササが優占した広い草原になっており、部分的にダケカンバやジゾウカンバが生育する。

また、当該区域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類ではヤマネ、ニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ等が確認され、鳥類では、メボソムシクイ、コルリ等の亜高山帯の種からシジュウカラ、ホオジロ、ウグイス等の低山帯の種まで多様な鳥獣が生息している。

以上の区域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

四 筑ヶ岳鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 筑ヶ岳鳥獣保護区
鳥獣保護区の区域 南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る）

2 「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 鳥獣保護区の存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 六百十五・一ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、南アルプスの南部に位置し、高峰の筑ヶ岳（標高二千六百二十九メートル）を中心とする山岳地域で、地形は急峻で谷が深く南アルプス地域でも秘境の地である。

当該地域の植生は、筑ヶ岳山頂付近には国内の南限に近いハイマツ林が分布し、標高二千メートルから二千五百メートル付近にはコマツガ、シラビソ、オオシラビソ、トウヒ等の亜高山帯の針葉樹林が発達し、標高千四百メートルの山腹部分にはミズナラ、イタヤカエデ、クマシデ、ヒメシヤラ等の広葉樹林が発達しており、貴重な原生林が保存されている。

また、当該区域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類ではアカネズミのほか希少なヒミズ、トガリネズミ等が確認され、鳥類では、イワヒバリ、ホシガラス、ルリビタキ、メボソムシクイ等の高山・亜高山帯を好む森林性の鳥類が生息している。また、周辺にはクマタカ等の猛禽類も生息する等、豊かな植生に支えられ多種多様な鳥獣が生息している。

以上のことから、県では昭和四十七年に山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）に基づく自然保存地区として指定し、良好な自然環境の保全を図ってきた。

さらに、平成十三年度には環境省が提唱する「生物多様性保存のための国土区分ごとの重要地域」に指定されたところである。

現在指定されている自然保存地区をより実効性あるものとし、豊かな森林資源に生息する多様な野生鳥獣を含めた自然生態系全体の保護を図るため、鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

五 小金沢鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 小金沢鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 大月市（次の図に示す部分に限る）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 鳥獣保護区の存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 千四百八十ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、小金沢山（標高二千四百メートル）及び牛奥ノ雁腹摺山（標高千九百八十五メートル）の東斜面に位置する標高二千メートルから八百メートルの山岳地帯であり、中心に葛野川が流れる。小金沢山稜線部には、コマツガ及びシラベを主体とした針葉樹林が発達し、周辺部にはダケカンバ、ナナカマド等の落葉広葉樹が混成する。牛奥ノ雁腹摺山頂上付近はトウヒ、シラベ等の疎林だが、頂上付近まで所々カラマツが植林されている。また、西側低山帯に向かってカラマツ、スギ、ヒノキ等の植林がされ、沢沿い等を中心にミズナラ、ヤマボウシ等の広葉樹の自然林も発達している。

また、当該区域では、獣類では、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、キツネ等の大型及び中型の哺乳類が多く生息し、鳥類では、オオルリ、コマドリ等の亜高山帯の種からシジュウカラ、ホオジロ等の低山帯の種が確認され、また、中心を流れる葛野川にはカワガラス等の溪流を好む種が確認される等多様な鳥獣が生息している。

以上の区域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

六 岩殿山鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 岩殿山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 大月市（次の図に示す部分に限る）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 鳥獣保護区の存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 八十五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、郡内領主小山田氏の城址として知られる岩殿山一帯の区域であり、その中心には礫岩からなる鏡岩がそびえており、南方には桂川が流れる。植生はアカマツ、コナラ等の落葉広葉樹が主体であるが、岩殿山の下にはシラカシ、アラカシ等の暖帯性の常緑広葉樹の自然林も生育している。

また、当該区域では、市街地に近いことから、獣類では、キツネ、イタチ等の中型哺乳類が生息し、鳥類では、シジュウカラ、メジロ、ヒヨドリ等の里山の種が多く確認され、頂上付近まで公園として整備されていることから自然との触れ合いの場として多くの人々に親しまれている。

以上の区域を鳥獣保護区に指定することで鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近に触れ合える環境の整備を図るとともに愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第二百五十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。

令和六年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 白鳳特別保護地区

1 特別保護地区の名称 白鳳特別保護地区

2 特別保護地区の区域 南アルプス市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課

及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 特別保護地区の存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 特別保護地区の面積 三千九十六ヘクタール

5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の指定区分 大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該区域を含めた南アルプス地域は、南アルプスの主峰である北岳（標高三千九百九十三メートル）を含む白根三山（北岳、間ノ岳（標高三千九百九十メートル）及び農鳥岳（標高三千二百六十六メートル））、仙丈ヶ岳（標高三千三十三メートル）及び鳳凰三山（薬師ヶ岳（標高二千七百八十メートル）、観音ヶ岳（標高二千八百四十一メートル）及び地藏ヶ岳（標高二千七百六十四メートル））を中心とした高山帯の地域であり、中心部には野呂川が流れ地形は急峻で谷が深い。

当該区域は、山地帯から高山帯の植生に当たる。山地帯には、ミズナラ、ブナ等の落葉広葉樹及びウラジロモミ等の針葉樹が多く生育し、野呂川流域には、カエデ類も多く生育する。亜高山帯では、シラビソ、オオシラビソ及びコマツガが優占するが、明るい草地にはミヤマハナシノブ等の貴重な植物もある。森林限界を越えた高山帯では、ハイマツが優占する。高山帯には、キタダケソウ、ホウオウシヤジン等の日本列島でも特定の地域だけに生育する貴重な植物が多く分布する。

また、当該区域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル等、また、小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ及びトガリネズミが確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、天然記念物に指定されているイヌワシ、国内希少野生動物種であるクマタカが生息するなど、鳥類相においては県内で重要な区域である。また、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種からシジュウカラ、メジロ、ホオジロ等の低山帯の種まで確認されるなど多種多様な鳥獣が生息している。特にライチョウについては、当該区域は、南アルプスの中でも最も個体数が多い区域である。当該区域に生息し、又は生育する動植物はライチョウ、キタダケソウ等の遺存種をはじめ、キタダケキンポウゲ等の希少な固有種が多く、国内でも有数の自然環境を有する区域である。

以上の区域のうち、最も固有の生態系を有する中核的な区域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の実施に努める。
- (3) 特別保護地区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

二 大菩薩特別保護地区

1 特別保護地区の名称 大菩薩特別保護地区

2 特別保護地区の区域 甲州市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 特別保護地区の存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特別保護地区の面積 百十一ヘクタール
- 5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、山地帯から亜高山帯の植生に当たる。山地帯に当たる部分は、ミズナラ、ブナ、オオイタヤメイゲツ等の落葉広葉樹等の自然林のほか、カラマツ植林地も多い。亜高山帯は、大菩薩峠（標高千八百九十七メートル）を中心とした尾根沿い地域はシラビソ及びコマツガが優占した林である。大菩薩峠から大菩薩嶺にかけては、ミヤコザサが優占した広い草原になっており、部分的にダケカンバやジゾウカンバが生育する。

また、当該区域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類ではヤマネ、ニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ等が確認され、鳥類では、メボソムシクイ、コルリ等の亜高山帯の種からシジュウカラ、ホオジロ、ウグイス等の低山帯の種まで多様な鳥獣が生息している。

以上の区域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な区域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性

が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の実施に努める。

(3) 特別保護地区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第二百五十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和六年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 竜王特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 竜王特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 甲斐市（次の図に示す部分に限る）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 百四十・二ヘクタール

二 若神子新町特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 若神子新町特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 北杜市（次の図に示す部分に限る）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 五百六十ヘクタール

三 穂坂特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 穂坂特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 韮崎市（次の図に示す部分に限る）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 二百六十二・五ヘクタール

四 福祉村特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 福祉村特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 斐崎市（次の図に示す部分に限る）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 五十四・二ヘクタール

五 新府特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 新府特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 斐崎市（次の図に示す部分に限る）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 百六十ヘクタール

六 上神取特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 上神取特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 北杜市（次の図に示す部分に限る）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 八十五ヘクタール

七 湧水・西泉特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 湧水・西泉特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 北杜市（次の図に示す部分に限る）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 四百三十六ヘクタール

八 重川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 重川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域

- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 山梨市、甲州市及び笛吹市（次の図に示す部分に限る）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 二百六十六・七ヘクタール

九 御坂町戸倉特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 御坂町戸倉特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 笛吹市（次の図に示す部分に限る）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 十二ヘクタール

十 御坂町尾山特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 御坂町尾山特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 笛吹市（次の図に示す部分に限る）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 十六・七ヘクタール

十一 下山特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 下山特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 百三十八ヘクタール

十二 谷村特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 谷村特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 都留市（次の図に示す部分に限る）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 五百六十五ヘクタール
- 十三 秋山特定猟具使用禁止区域
- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 秋山特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 上野原市（次の図に示す部分に限る）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 二百七十八ヘクタール
- 十四 鳥沢特定猟具使用禁止区域
- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 鳥沢特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 大月市（次の図に示す部分に限る）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 六十七ヘクタール
- 十五 忍野特定猟具使用禁止区域
- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 忍野特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用禁止区域の区域 南都留郡忍野村（次の図に示す部分に限る）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 面積 八十三・七ヘクタール

山梨県告示第二百五十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和六年十月三十一日

家畜伝染病の種類	家畜の種類の	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	富士河口湖町	令和六年十月二十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和六年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和六年十月三十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小荒間長坂停車場線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北杜市長坂町白井沢字澤入一一七三番一二地先から 北杜市長坂町白井沢字大小森二六九六番一一地先まで	旧	六・二〇	一三二・九
	新	一〇・一〇	一三二・九

山梨県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和六年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和六年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 長沢小淵沢線
- 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市長坂町白井沢字澤入四五七一番地先 から 北杜市長坂町白井沢字大小森二七八五番一 地先まで	七・一 二〇・七	七・一 七三・九	一〇・八 七二・一	三三〇・五 三三〇・五 四五六・七

公 告

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中北農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 測量の地域 山梨県南アルプス市中野地内
- 測量の期間 令和六年八月二十六日から令和六年十月八日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
令和六年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡鳴沢村字平次原六千四百二十四番一及び六千四百二十四番四の区域
- 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を鳴沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都中央区日本橋小舟町十四ー七SOIL Nihonbashi 株式会社Sanu 代表取締役 福島 弦

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりであった。

令和六年十月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
三枝けんじ応援隊	根津 三司	田中裕己	笛吹市石和町松本九三七―三	令和六年九月六日	令和六年九月六日
大塚愛後援会 ダイバーシテイ北杜	大塚 愛	大塚 智	北杜市大泉町西井出八二四〇―二四四〇	令和六年九月九日	令和六年九月九日
渡邊啓治後援会	渡邊 啓治	渡邊 啓治	北杜市高根町長沢二四五―二二八	令和六年九月十三日	令和六年九月十三日
山輝会	山本 茂貴	小林 正広	笛吹市八代町米倉二五二	令和六年九月十八日	令和六年九月二十日
堀内たつや後援会	堀内 達也	堀内 達朗	南都留郡西桂町小沼一五三七―一	令和六年九月十六日	令和六年九月十六日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	山崎君江と未来を語る会	宮川 祺三哉	前田 秀夫		令和六年九月四日	令和六年九月五日
旧	山崎君江と未来を語る会	廣瀬 国光	堀内 達朗		令和六年九月五日	令和六年九月五日
新	廣瀬あきひろ後援会	廣瀬 靖臣	堀内 達也		令和六年九月五日	令和六年九月五日
旧	廣瀬あきひろ後援会	廣瀬 靖臣	堀内 達也		令和六年九月十六日	令和六年九月十六日
新	西桂町を守る会	小林 直樹	堀内 達朗		令和六年九月二日	令和六年九月二日
旧	西桂町を守る会	小林 直樹	堀内 達朗		令和六年九月二日	令和六年九月二日
新	村松みちおと南アルプス市の誇りをつなぐ会	小林 正毅			令和六年九月二日	令和六年九月二日
旧	村松みちおと南アルプス市の誇りをつなぐ会	小林 正毅			令和六年九月二日	令和六年九月二日
新	未来Labo			南アルプス市小笠原三二七	令和六年九月二日	令和六年九月二日
旧	未来Labo			南アルプス市鮎沢一〇九七―一	令和六年九月二日	令和六年九月二日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
藤江きみこ後援会	藤江 喜美子	藤江 顕英	都留市夏狩一九七六	令和六年八月三日	令和六年九月十日

シン・フジヨシダを実現する会	眞田裕之	藤本隆志	富士吉田市新西原四一四一四	十一日	一日
				令和六年九月三日	令和六年九月二 十五日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
大塚 愛	市議会議員	大塚愛後援会 ダイバーシ ティ北杜	北杜市大泉町西井出八二四〇 一四四〇	大塚 愛	令和六年九月九 日	令和六年九月九 日

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。
令和六年十月三十一日

山梨県内水面漁場管理委員会
会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容 山梨県内において、イワナ、ヤマメ又はアマゴ（卵を含む。以下同じ。）を放流しようとする者は、山梨県内水面漁場管理委員会の承認を受けなければならない。ただし、イワナ、ヤマメ又はアマゴについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて放流する場合、捕獲したイワナ、ヤマメ又はアマゴを捕獲した場所に再放流する場合並びに公的研究機関が試験研究の用に供するために放流する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和六年十月二十七日から令和八年十月二十六日まで